

Provisions Governing Accommodation Agreements

宿泊約款





宿泊約款

第1条 適用範囲

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとしします。
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとしします。

第2条 宿泊契約の申込み

1. 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2-1. 宿泊の申込みをした者は、当ホテルが宿泊者の氏名、住所、電話番号等を記載した宿泊者名簿の提出を依頼したときは、宿泊契約成立後であっても、直ちに提出するものとしします。
- 2-2. 宿泊客が宿泊中に前項2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条 宿泊契約の成立等

- 1-1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとしします。
- 1-2. 当ホテルが、インターネットサイトに誤った宿泊料金を提示し、又は電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該宿泊料金に基づき、宿泊契約の申込みをされ、当ホテルが承諾した場合は当該料金がその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示又はご案内の無い限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約は無効とさせていただきます、速やかにその旨の通知を差し上げます。
- 1-3. 当ホテルは、宿泊予定日前の任意の日に、宿泊客からいただいた連絡先に予約の確認の電話を差し上げる事があります。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を越えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとしします。ただし、申込金の支払い期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。
5. 故障部屋が出た場合は、部屋タイプを了承なしに変更する場合があります。

第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条 宿泊契約締結の拒否

1. 当ホテルは次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないとき。
 - (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。

- (3) 1. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 2. 宿泊しようとする者が、当ホテル内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた等、当ホテル内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次の1から3に該当すると認められるとき。
 1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 2. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 3. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 滋賀県旅館衛生措置の基準等に関する条例第7条の規定に該当するとき。
- (10) 宿泊の申し込みをした者が、自己の商業目的を秘して申し込みをしたとき。
- (11) 当ホテルの前受金制度を拒否したとき。

第6条 宿泊客の契約解除権

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客が宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、取消料を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの取消料支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後10時(あらかじめ、到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条 当ホテルの契約解除権

1. 当ホテルは次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 1. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 2. 宿泊客が、当ホテル内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てる等、当ホテル内の平穏な秩序を乱していると認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次の1から3に該当すると認められるとき。
 1. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 2. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 3. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 滋賀県旅館衛生措置の基準等に関する条例第7条の規定する場合に該当するとき。
 - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
 - (9) 宿泊契約成立後に第5条(10)に定めることが判明したとき。
 - (10) 宿泊の申し込みをした者が、第2条1-2に基づく当ホテルの依頼に対し、直ちに応じなかったとき。

2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、その解除事由が前項(6)及び(7)によるときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。その余の解除事由によるときは、いまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金も、違約料としてお支払いいただきます。

第8条 宿泊の登録

1. 宿泊客は、宿泊当日、当ホテルにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名・年齢・性別・住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条 客室の使用時間

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には、次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 15時までは、2,000円
 - (2) 17時までは、4,500円
 - (3) 17時以降は、基本宿泊料の全額
 - (4) ルームキーを紛失した場合、弁償代として5,000円いただきます。

第10条 利用規則の遵守

1. 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条 営業時間

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間の次のとおりとし、その他の設備等の詳しい営業時間は備付けのパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。
 - (1) フロント・キャッシャー等サービス時間
 1. 門限……なし
 2. フロントサービス……24時間
 - (2) 飲食等(施設)サービス時間
 1. オールデイダイニンググリバティール(1F)……6:45～22:00
 2. JFKラウンジ(2F)……10:00～23:00
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第12条 料金の支払い

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等、これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条 当ホテルの責任

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第14条 契約した客室の提供ができないときの取扱い

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、取消料相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第15条 寄託物等の取扱い

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の
2. 当ホテルは、10万円以上の現金又は時価100万円相当以上の物品はお預かりできません。
- 3-1. 宿泊客が、当ホテルにお持込みになった物品又は、現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、10万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。
- 3-2. 当ホテルは第1項及び第2項に基づく損害賠償責任にあるときであっても、次に定める物品については、その責任を負いません。
 - (1) 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの（磁気テープ、磁気ディスク、CD-ROM、USB、光ディスク等情報機器（コンピューター及びその端末装置等の周辺機器）で直接処理を行える記録媒体に記録されたものを含みます）

第16条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め3ヶ月間保管し、その後処分いたします。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準ずるものとします。

第17条 駐車場の責任

1. 宿泊客が当ホテル契約の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、駐車場の故意又は過失によって損害をあたえたときは、その賠償の責めに任じます。

第18条 宿泊客の責任

1. 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。
2. 宿泊客は、宿泊契約に基づく宿泊サービスを円滑に受領するため、万が一宿泊契約の内容と異なる宿泊サービスが提供されたと認識したときは、当ホテルにおいて速やかにその旨を当ホテルに申し出なければなりません。

第19条 管轄裁判所と準拠法

1. 当ホテルと宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当ホテルの所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって専属管轄裁判所とします。

付則

第1条

当ホテルは令和元年10月1日国土交通省の公示するモデル宿泊約款と同一の約款を当ホテルの宿泊約款と定め、同日施行する。

第2条

当ホテルは、令和元年10月1日、宿泊約款第2条1-(2)、第3条1-2、同条1-3、第5条1-(3)-2、同条1-(10)、第7条1-項(9)、同条同項(10)、第15条1-2、同条3-2、第18条1、第19条を各新設し、第3条2、第6条2及び第7条2の各一部を改正し、同日施行する。

別表第1 宿泊料金等の内訳（第2条1項及び第12条第1項関係）

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本料金（室料） ② サービス料（①×10%）
	追加料金	③ 飲食料及びその他の利用料金 ④ サービス料（③×10%）
	税金	イ．消費税

備考1．基本宿泊料はホテルに掲示する料金表によります。

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

契約解除通知を受けた日		契約申し込み人数				
		不泊	当日	前日	7日前	14日前
一般	14名まで	100%	80%	20%		
	15～99名	100%	80%	50%	30%	
団体	100名以上	100%	100%	50%	50%	20%



利用規則

ホテルの公共性と安全性を確保するため、当ホテルをご利用のお客様は下記の規則をおまもりいただくことになっております。この規則で禁じられた事項をおまもりいただけないときは、当ホテルのご利用をお断りさせていただきます。

1. 客室を許可なしに宿泊以外の目的にご使用にならないこと。
2. 廊下および客室内で暖房用、炊事用などの火器をご使用にならないこと。
3. ベッドの中など、火災の原因となりやすい場所での喫煙をなさらないこと。
4. 高声放歌や喧騒な行為、その他で、他人に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼしたりすることのないこと。
5. 館内に次のようなものをお持ち込みにならないこと。
 - (イ) 動物、鳥類。
 - (ロ) 著しく悪臭を発するもの。
 - (ハ) 著しく多量な物品。
 - (ニ) 火薬や揮発油など、発火あるいは引火しやすいもの。
 - (ホ) 適法に所持を許可されていない鉄砲、刀剣類。
6. 館内および客室内でとばくおよび風紀をみだすような行為をなさらないこと。
7. 外来客を客室内に招いて、客室内の諸設備、諸物品などの使用をしたりなさらないこと。
8. 客室やロビーを事務所がわりに使用なさらないこと。
9. 館内および客室内の諸設備、物品をその目的以外の用途に充てないこと。
10. 客室内の備品を外へ持ち出したり、ホテル内の他の場所に移動したりなさらないこと。
11. ホテルの建築物や諸設備に異物をとりつけたり、現状を変更するような加工をなさらないこと。
12. ホテルの外観をそこなうような品物を窓にお掛けにならないこと。
13. ホテル内で他のお客様に広告物を配布するような行為をなさらないこと。
14. 廊下やロビーなどに所持品を放置なさらないこと。
15. ホテル外から飲食物の出前をおとりにならないこと。
16. ご利用金額が30,000円をこえた場合、ホテルより請求がありましたらお支払いをお願い申し上げます。
17. ご予定宿泊日数を変更なさる場合は、フロントに予めご連絡くださること。
18. ご予定宿泊日数を延長なさる場合は、延長分のお勘定を事前にお支払いくださること。
19. お預りの洗濯物、クローゼットでのお預り物やお忘れ物の保管は特にご指定のない限りご出発後3ヶ月までとさせていただきます。2
20. 現金その他の貴重品は必ずフロントにお預け下さい。お預り物以外の物品の紛失につきましては当ホテルは責任を負いかねます。